

# 令和8年度徳島小松島港クルーズ船等受入促進業務 公募型プロポーザル実施要領

## 第1 趣旨

この要領は、徳島県が「令和8年度徳島小松島港クルーズ船等受入促進業務（以下、「本業務」という。）」を実施するに当たり、クルーズ船・スーパーヨット等（以下、「クルーズ船等」という。）の受入に係る関係機関との連絡調整、協議、会場設営・運営等の業務及び国内外のクルーズ船社、旅行会社等を招聘したファムツアーや意見交換会等の手配・運営等の業務を受託する事業者を公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定するため、応募者の募集、提出書類の審査等の手続等について必要な事項を定めるものである。

## 第2 業務の内容

本業務の内容は、「令和8年度徳島小松島港クルーズ船等受入促進業務仕様書（案）（以下、「業務仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

## 第3 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 第4 業務に係る委託料

本業務に係る委託料の上限額は、85,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

また、寄港回数や誘致内容等が変更、追加並びに消滅した場合又は県との協議において本業務の内容に大幅な変更があった場合は、それに応じて契約の変更を行うことがある。

## 第5 停止条件

本業務は、令和8年度徳島県当初予算の成立を前提に実施される停止条件付業務であるため、県の予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しない。

## 第6 応募に係る参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であって、本業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- 2 徳島県内に事業の拠点（本社、支店又は出張所等を含む）を有する者
- 3 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条1項の規定による審査を受け、企画提案書の提出締切日（令和8年3月16日（月））までに、資格を有するものであって、営業種目として「イベント」に登録されている者であること。
- 4 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者
- 5 県税に滞納がない者
- 6 役員に、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者がいないこと。
  - (1) 破産者で復権を得ない者
  - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 7 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者でないこと。
  - (1) 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- (3) 破産法（平成16年法律第75条）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとする破産事件に係るものと含む。）
- (4) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- 8 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある団体でないこと。
- 9 共同事業体（以下「JV」という。）での参加の場合においても、代表者及び構成員は、1から8の条件を全て満たす者であること。なお、JVの構成員である者は、単独で本企画提案への参加はできない。

## 第7 企画提案参加申込

### 1 提出書類

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 会社（法人）概要調書（様式2）
- (3) 業務履行実績調書（様式3）
- (4) 誓約書（様式4）
- (5) 共同事業体結成届（様式5）（JV参加の場合のみ）

### 2 提出期限

令和8年3月2日（月）午後5時までに1部を徳島県国土整備部港湾政策課まで持参又は郵便（書留郵便又は配達証明）により提出すること。

### 3 受付時間

平日の午前9時から午後5時までとする。

### 4 参加可否の通知

応募者への参加可否の通知は、令和8年3月6日（金）午後5時までに電話で通知し、その後文書で通知する。なお、参加できない応募者には、その理由を付して文書で通知する。

### 5 質疑の受付及び回答

質疑は実施要領、業務仕様書及び企画提案書等の作成に係る質疑に限るものとし、評価及び審査に係る質疑は受け付けない。質疑については、令和8年2月26日（木）午後5時までとし、電子メール（様式任意）により、受け付ける（着信を確認すること）。また、口答での質問は受け付けない。質疑に対する回答は、質疑及び回答内容をホームページに掲載することを以て行う。

なお、回答の内容によっては、本実施要領及び業務仕様書の追加又は修正を行うことがある。

## 第8 企画提案書等の提出

企画提案に参加する者は、企画提案書等を次により提出することとする。なお、提案は1者1案に限るものとする。

### 1 提出書類

- (1) 企画提案書（原則、A4判、横書きで、枚数は10ページ以内（表紙、裏表紙は除く。））は審査事項に沿って作成すること。ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合の提案は必ず見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。

#### 〈記載項目〉

- ・全体のコンセプト
- ・徳島の魅力発信に向けた取組（おもてなし、イベントの例、観光PR事例）
- ・会場設営（スタッフ配置、レイアウト）
- ・実績、ノウハウをどのように活かすのか。
- ・事業効果の検証方法等、その他提案事項

- (2) 見積書の様式は問わない。

### 2 提出部数

正本1部 副本5部

審査の公正を期するため、企画提案書の副本には参加者名を記入しないこととし、企画提案書内の「業務実施体制」にも社名等は記載せず、「弊社」、「当社」、「当グループ」等の記載と

すること。

3 提出場所

徳島県県土整備部港湾政策課に持参又は郵送（書留郵便又は配達証明）すること。

4 提出期限

令和8年3月16日（月）午後5時まで

5 受付時間

平日の午前9時から午後5時まで

## 第9 選定方法等

県は、企画提案等の内容を審査し、受託候補者を選定するため、「徳島小松島港クルーズ船等受入促進業務業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

なお、選定される場合であっても、委員会の意見を踏まえた留意事項を付す場合や、内容や費用対効果の観点等から一部について選定されない場合がある。

また、必要に応じてヒアリング又はプレゼンテーションを実施することがある。ヒアリング等を実施する場合は、提案者へ別途連絡する。

1 受託候補者の選定

（1）審査委員による評価を経て、本業務の受託候補者を選定する。

（2）審査における評価項目及び点数は、次のとおりとする。

審査の項目	審査の視点	配点
企画提案内容	・本業務の理解度 ・企画提案内容の実効性 ・独自性、アイデア ・事業効果の検証	50
業務実施体制	・実施体制の確実性 ・異常時の対応	15
業務実績	・類似業務の受託実績	20
見積金額	・予算の妥当性	15

2 選定方法

第9の1（2）の合計（審査委員全員の合計）が最も高い者を受託候補者として選定する。

ただし、評価の合計が6割以上の採点を得ることを条件とする。

また、2番目に高い者を次点候補者に選定することとし、受託候補者が辞退等した場合は次点候補者を受託候補者として繰り上げることとする。

合計が同点の場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者とする。

3 選定結果の通知及び公表

選定結果は受託候補者の選定後、全ての参加者に、文書により通知するとともに、県のホームページで選定者のみ公表する。なお、審査経過、順位等の公表・開示は一切しない。

## 第10 日程

令和8年2月19日（木）募集開始

令和8年2月26日（木）質疑の提出締切

令和8年3月2日（月）参加申込書の提出締切

令和8年3月16日（月）企画提案書の提出締切

令和8年3月下旬予定 選定結果通知

### **第11 参加辞退**

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに徳島県国土整備部港湾政策課へ連絡するとともに、応募辞退届(様式6)を提出すること。なお、辞退の届出は、持参又は郵便（書留郵便又は配達証明）により提出すること。

### **第12 費用負担**

企画提案書等作成に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

### **第13 契約の締結**

- 1 公募型プロポーザル方式による随意契約とし、審査委員会から受託候補者の報告を受けた者を契約予定者として、契約締結の協議を行う。
- 2 本業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- 3 協議が整った場合に、改めて業務計画書及び見積書を徴して、契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。